

小繋事件文庫：
20世紀日本、岩手県における多数の入会裁判事件から
大量比較分析に向かって¹⁾

早坂 啓造 (盛岡)

要旨

日本国、岩手県小繋の農民たちは、奪われた入会権^{いりあい}の回復のために4世代にわたって法廷で闘い続けてきたので有名である。その闘いの間、全国の多くの市民や学者たちは支援グループを組織した。その中に岩手小つなぎの会がある。われわれ岩手小つなぎの会は、2003年に、岩手の入会 commons に関する歴史的記録文書を可能な限り蒐集・保存・研究するため、小繋事件文庫を設立した。

われわれは、岩手の入会に関する諸文書記録、とりわけ入会訴訟に関するものを出来る限り網羅的に蒐集し、現実の多様性ならびにこれらすべてのケースに共通する特徴を多角的観点から解明することを目指している。また、小繋文庫の資料によって増強された政府の入会に関するさまざまな調査結果をデータベースに取り込みつつある。文庫のいくつかのケースには、入会農漁民自身によって作られた記録資料や、それらを弁護士たちが編成したもの、また、さまざまな出来事や訴訟の経緯ごとに示された農漁民等の考えなども含まれている。

このように、文庫の諸資料は、彼らの経験が抵抗や権利や環境の管理についての考え方に及ぼした道筋なども具体的に明らかに出来る。目下、われわれは、1911(明治44)年の全国調査に取り組んでいるが、それによれば岩手県だけで275箇所の入会地、面積にして11万0478haが対象となっている。この調査は、入会地の管理方法、利用集団、収益内容、地域経済など詳細な調査項目を含んでいる。しかし、この調査は、当時の岩手の全ての入会地を調査したのではなく、想定しうる入会地のおよそ半数と推定できる。とはいえ、この調査は、140年に亘る日本近代の歴史の中でなされた村有・部落有(共有地を含む)入会地の唯一の悉皆調査であり、これに入会地の別のカテゴリーである国有地入会、および名義個人有地入会を加えることによって、岩手の入会地のすべての事例を跡づけることが出来る。さらに、1911年以前および以後の文庫資料を利用して、岩手の全入会事例の歴史的変化を跡づけ、多様な質的・量的分析に役立

1) 本稿は、2015年5月カナダエドモントンで開催される国際コモンズ学会第15回国際大会15th Biannual International Conference of IASC (International Association for the Study of the Commons) でのパネル共同報告「日本の入会の事例研究から大規模比較分析に進むための古文書保存庫の調査データの結びつけ」(議長マーガレット・マッキー、報告者4名: 早坂啓造、林雅秀、吉良洋輔、金沢悠介)の第一報告として作成されたものである。英文稿は、Digital Library of the Commons (DLC) に収載予定である。なお、本稿は、科学研究費基盤研究(C)課題番号23530401「〈岩手の入会〉アーカイブ構築と資料分析を通じた入会の現代的意義の批判的追究」(研究代表者早坂啓造)の研究の一部である。記して感謝する。

つ確実に信頼できるデータベースを構築すること、これがわれわれの今後の計画である。

本エドモントン報告は、現在構築中の大規模比較分析（ラージN分析）にとって今後不可欠なものとして取り込まれるはずの裁判資料のいくつかの事例を提供するものである。

キーワード: 入会（コモンズ）。日本・岩手。入会地所有権の3つのカテゴリー。入会権剥奪。

序論

岩手県は、日本の東北部に位置する行政単位で、以下のような概要を持った地域である。

	岩手	(比重)	日本
面積	1万5278.89km ²	4.05%	37.8万km ²
内林野	115万8千ha	4.72%	2491万ha (2010年世界農林業センサス)
林野率	約75.8% (森林率)		約67% (森林率)
海岸線	710.8 km	2.1%	35,634.5 km (海岸統計2010年)
人口	133万0530人	1.04%	128,057,352人 (国勢調査2010年10月1日)

日本全体は森林率が高い。しかし、岩手県はさらに高い森林率を持っており、また、その海岸線は、700kmを超える。したがって、林業と漁業は岩手の最も重要な産業となっており、しかも、「入会（いりあい）」とよばれる伝統的な慣習が、農漁民の長い歴史の中で重要な役割を果たしてきており、彼らはそれを侵す者への抵抗と闘争も行ってきた。それにも拘わらず、こうした事実は、資料の散逸のため、残念ながら今日ほとんど忘れ去られている。

日本における入会の研究は、社会関係の歴史的発展に関する大局的分析の成果と日本の事情に関する特殊な性格付けに依拠して、それとの関連における入会関係の特徴付けと発展・変化の傾向を、どちらかといえば、多くの事例の中から共通する諸特徴を内的・帰納的に抽出するというよりは、外的・演繹的に捉え、その例証としていくつかの個別の入会事例の研究を添えるという形で多くなされてきた(川島武直1959-1968)。この方法は、それ自体としてはマルクス・ウェーバーといった古典的社会科学の体系的な理論に基づく応用であって、その限りでは基本的に正しく、十分な意義を持っており、また重要な成果をもたらしたといえるが、その検証という点では問題を残している。この理論は、「近代化」が進展するにつれて入会関係は消滅すると結論づけている。加えて、地域の包括的資料を得ることの困難さから、入会関係の検証のための事例の大量蒐集や、それらの大量比較分析に基づく全国的な特徴や発展傾向の抽出といった帰納的な手法はほとんど採られては来なかった²⁾。

アーカイブの構築

さらに、入会に関する地域の歴史的資料は、大部分埋もれたままになっているので、大量分析の手法を利用するためには、まずそのための資料を多面的に蒐集することが大前提となる。

2) 政府による全国的な入会慣行の調査は、知られているもので1893(明治26)年、1930(昭和5)年、および1974(昭和49)年の3回行われている。1974年調査の分析については、本パネルで同僚金沢悠介が報告する。

「小繫事件文庫」は、入会問題に関連するこれらの資料を掘りおこし、蒐集・保存・研究するために設立されたアーカイブである。

「小繫事件文庫」の名前の由来は、岩手の小繫村（現一戸町小鳥谷字小繫）の農民たちが入会権の侵害に抗して起こした日本で最も有名な裁判の一つ——小繫事件——を記念したものである。この裁判は、2度の民事裁判と2度の刑事裁判（それぞれ1審から3審までないしは職権調停を含む）を数え、1917（大正6）年から1975（昭和50）年まで、当事者の親子三代にわたって続いた³⁾。

この文庫は、主として岩手県における明治維新（1867）以降の入会慣行、入会関連訴訟、国及び地方行政機関の調査資料や政策実施過程等に関して、蒐集の領域と量を着実に拡げて来た。この文庫（アーカイブ）は、2003年の創設以来、岩手大学図書館内に置かれている。

「小繫事件文庫」にこれまで蒐集された主な資料は、次の通りである⁴⁾。

1. 入会裁判全記録原本。
2. 判決原本。大部分はデジタル・ファイルで。
3. 裁判当事者である農漁民やその遺族の手になる資料。
4. 農民たちの入会権擁護の闘いを弁護した弁護士たちの所蔵資料。
5. 入会問題に関連する記録資料を所蔵している公共の諸機関の資料、たとえば国立公文書館（NAJ）、国立国会図書館（NDL）、岩手県庁文書庫、石巻文化センター（岩手の入会事件裁判に関係の深い弁護士布施辰治の資料庫があるが、2011年の大震災・津浪で被害を受けた）。
6. その他、1960年代から小繫農民の支援運動に携わってきた人々や、入会問題の研究に携わってきた人々から寄贈された文書、メモ、写真など。

こうして、「文庫」設立後12年間に4,000件を超える資料を蒐集してきた。この間、膨大な裁判記録原本『小繫事件裁判資料集』は、10年にわたる撮影と準備の期間を経て、2012年にDVD版として解説・目次冊子付きで公刊された⁵⁾。文庫は今なお蒐集の途上にある⁶⁾。

われわれが目指しているのは、岩手地域における入会関連資料の可能な限り包括的な蒐集である。

なぜならば、そうすることによって、全国のおよび国際的なラージN比較分析に対して豊富な素材を準備し提供できるだけでなく、事例研究そのものの積み上げや、それらを基にしたメタ分析をも可能にするものと確信しているからである。さらには、上述の演繹的理論展開に対する検証と批判的改善の役割を果たすことも出来よう。

加えて、文庫の存在そのものが、学際的共同や、同時代だけに止まらず世代を超えた共同研究のための強固な土台を提供すると考えている。というのは、今後とも継続的・包括的に蒐集されて行くであろう史資料の保存庫は、個人や単一領域の関心を遙かに超えた入会・コモンズ研究のための共同資産だからである。

われわれは、このパネルチームメンバーが、ここ5年間共同研究を続けてきたほぼ30人の多彩な分野、一林学・環境学・統計学・社会学・経済学・歴史学等、一の研究者たちを代表していることを喜びとし、誇りとしている。また、文庫の蒐集物も、入会農漁民の生活支援をして来た70才を超える活動家たち延べ40人の協同作業の成果であることも付言しておきたい⁷⁾。

3) 小繫事件については、戒能道孝1964、野里征彦2013-2014を参照。

4) 「小繫事件文庫」について、より詳細には岩手小つなぎの会2013. 参照。

5) 畑穰ほか2012参照。

6) 2015年現在の蒐集資料については、岩手小つなぎの会ほか編2015参照。

日本における入会慣行の「近代化」政策の展開

すでに Margaret McKean らが紹介しているように (McKean, 1991, 1992, 1993), 日本においては, 1868 (明治元) 年の明治維新より遙か数世紀以前から入会慣行がほぼ全国的に広く行われていた。しかし, 維新以降, 徳川幕藩体制を変革した新政府は, その財政基盤を確立するための税制改革と, 「富国強兵」, 「西欧型近代化」を促進するために, 地租改正, 林野官民有区分 (国有林野と部落有・町村有・共有・私有・代表名義個人有を含む民有林野との区別と登記) 等の政策を行い, 本来歴史的には, 多層的に形成されてきたはずの所有 (と支配) の現実 (領主・知行主・郷士・山守・農民など) に対し, 一面的な私的所有制度を上から画一的に導入することを通して, 基本的には下位の入会・コモンズ型の所有と利用の慣行を否定し, 政府と地方行政機関で林野を囲い込む方向を追求してきた。一方で, 政府の官僚たちが入会慣行の擁護を民法の条項に盛り込んだに拘わらず, 他方同時に, 彼らはそれを自ら否定する入会地の横領を進めた。

それを推進するイデオロギー的なスローガンは「近代化」であり, 入会慣行は「非近代的」, 「荒廢」のもと, 発展の「障碍」だといった非難を政府みずからが浴びせる状態だった (農商務省 1922)。この官民区分政策は, 村や部落に大きな混乱をもたらした。しかも, 政策はかなり曖昧な根拠の下に遂行されたので, あるケースでは明確な取引などの証拠書類がなければ民有が認められなかったのに, 他の場合ではそれがなくても近隣の有力者の証言があれば認めるといった不公平なちぐはぐが生じた (青森営林局 1959, 林野庁 1959 参照)。

この政策は, 地租改正・官民有区分 (1875-1885 頃まで), ついで森林法・国有林野法の公布 (1897-99), さらに部落有林野統一・入会地整理 (1910-1930 ころまで) と, 段階的に展開され, その結果として, 3つの性格を持つ所有形態 (カテゴリー) に区分された。

- 1 国有林野－ 政府が所有し, 民有林野 (町村有・社寺有・共有・名義個人有・個人私有などを含む) と区分する。他方, 個人私有地は地券発行で確認された。
- 2 公有林野－ 町村有といっても, 「町村制」が敷かれ, それ以前の町村 (部落 hamlet) の多くは合併 amalgamate されたので, 大部分は大宇有または部落有となり, したがって新行政町村の所有財産とするためには, あらためて「部落有林野統一」政策を行う必要が生じ, そのさい入会権を整理 (剥奪) する措置も合わせて行われた。
- 3 私有林野－ これには記名共有, 代表名義私有, 個人私有など3つの形態がある。

これら3つのカテゴリーの内, 最後の個人私有林野を除く大多数の林野もまた, それぞれに入会関係を含んでおり, それらは事実上ほぼ同質のものであったにも拘わらず, 国の恣意的な基準設定によって外面上の所有形態が上から持ち込まれ, しかも十分な吟味なしに区別されたために, 以後長期に亘って多くの矛盾・問題を残すことになった。

以下において, これら3つのカテゴリーへの整理の結果, それぞれどんな事態が生じたかを立ち入ってみることにしよう。

国有林と入会

まず第1のカテゴリーに関して, その後, 政府の側からはその境界の確定や, 国自身による

7) われわれは, 漁業, 水利 (灌漑), 温泉, 水車等の入会慣行とその歴史的变化や訴訟に関する史資料も文庫に蒐集しているが, 今回は分析の対象から除外した。さしあたり岩手県1984, 泉桂子ほか2006参照。

営林計画が策定され、1899（明治32）年に国有林野法 National Forest Act の公布によって営林の直轄事業 project executed by the state が開始され、入会農民の実質的排除が行われるにいたったが、それらを自分たちのものと考えてきた農民の頑強な抵抗を受けた。そこで、それを鎮静するための国有地山林原野下戻法（1899）も公布された。これに対し、入会農民の側からは、民有引き戻しのおびたごしい請願 petition for restoring to private-owned land や、行政訴訟 administrative case litigation を通して根強い抵抗が示された（北条浩 1984）。岩手では請願が 780 件、11 万 6123ha、全国では 2 万 0675 件、205 万 6936ha であったが、この法が有効期限 2 年という、単なる不満鎮静手段といわれるように、岩手では件数で 5.4%、面積で 0.8%、全国では件数で 6.3%、面積で 14.7% しか認められなかった（農林省山林局、1943）。そこで、受け付けられなかった農民は、この政策に対する訴訟（行政訴訟）を起こすが、それらは岩手では 75 件、全国では 1927 件に激減する（北条 1983）。しかも、農民の勝訴は岩手でわずか 3 件 4%、面積で 4,900 ha、13.6% にすぎなかった。さらには、盗伐・放火・森林管理抛棄などの実力行使も行った（青森大林区署、1943）。例えば『川井村郷土誌』は、門馬村（現宮古市門馬）国有林（山林はほぼ 100% 官没 where almost 100% of forest were confiscated by government）では、1882（明治 15）年に「共謀して collusively」屋根葺きの柁を得るため for making shingles to cover roofs 檜 Japanese cypresses 312 本を伐ったとして、9 人が盗伐罪に問われ、1884（明治 17）年に重禁錮 1ヶ月監視 6ヶ月 imprisonment with hard labour for 1 month and surveillance for 6 to 24 months thereafter の有罪判決を受けたことが、判決文と共に記録されている（川井村郷土誌編纂委員会、1962, pp. 182-184）。刑事裁判記録は日本では公表されないので、数少ない貴重な記録事例といえる。また、『青森大林区署統計書』は、1908-22 の 15 年に亘る管内盗伐事件の件数・面積を掲げているが、岩手地区で最も少ない年でも 78 件、16 町歩、最大 226 件、721 町歩を数え、そこには犯罪というよりは生活のための覚悟の伐採と見られるものが多く含まれていることが分かる（青森大林区署 1943）。さらに、森林放火さえ敢えて行われたことがしばしば語り伝えられている（小林 1968）。それらの抵抗に対処するため、また林野管理の労働力確保のため、国有林野では、1899（明治 32）年に国有林野下戻法を施行した際、入会者の機械的排除だけでなく、恩恵を装った pretended 貸付・慣行特売・共用林・部分林などの制度を法的に設定して、融和と従属を図ったが、それらの大部分は有料で、しかも複雑な手続や厳格な制限条件、さらに防火、見回りなどの代替義務それに契約違反の場合の政府による一方的解約権などを伴った（農商務省山林局、1913）ため、入会慣行の場合より農民を苦しめ、束縛するものであった。それはむしろ、入会農民等の強力で執拗な官没 strong and persistent claim to return confiscated forest and field by the state 政策の訂正要求に対して消滅時効 extinctive prescription をかけることが主目的とさえみられるものであった。

この時期の入会関係の全国調査として、1893（明治 26）年の法典調査会（Investigation Committee of Code）による『明治 26 年全国入会慣行調査資料』（福島正夫ほか 1951）がある。これはきわめて重要な価値ある資料だが、残念ながら岩手県分は調査がなされたにも拘わらず、その報告は残っていない。岩手県庁文書庫にもその記録は存在しない。しかし、われわれはその代わりに青森営林局が 1959 年に編集した手書きの『岩手県明治林政史資料』全 18 巻（青森営林局 1959）、および同年に作成された林野庁によるその謄写刷りの要約概要パンフレット（林野庁 1959）を手にすることが出来る。これらには、岩手県の 355 の官民有区分の事例およびその結果が収録されている。さらに、農林省ほかによる国有林に関する統計データもある（農林省 1937 ほか）。

同僚吉良洋輔が、本パネルで、この所有形態に関する分析を披露する。

部落有林野（共有林野を含む）の「統一」と入会関係の「整理」

次いで、政府は、1989年にそれまでの旧町村 hamlet を合併してあらたな町村 municipalities を編成したのだが、それらの行政市町村は財政基盤を持っていないものが多かったので、それらを強化するために、第2のカテゴリー、すなわち旧町村（大字 hamlets）の所有林野を新市町村に移し、同時にそれに不可分に付着している入会権を「無償無条件 unconditionally and without compensation」⁸⁾で取り上げようとした。1910（明治43）年から1930（昭和5）年代前半まで続けられた「部落有林野統一・入会地整理 unification of hamlet-owned forests and fields and simultaneous liquidation of the right of common」政策がそれである。岩手県の場合、hamlet の数は671あったが、町村制によって municipalities は267となった（岩手県総務部地方課1957）。しかし、林野は、官民有区分で「村持ち」とされたものは大部分 Hamlet に帰属したために、この政策が強引に遂行されることになった。けれども、それは部落と入会農民の執拗な抵抗によって、20年以上の長期を要し、結局は第二次世界大戦期への突入もあって、中断せざるを得なかった。

政策は、その第1段階として部落有及び共同所有林野の全国規模での悉皆調査が内務・農商務両次官名で通達された（県資料1）。この調査は、恐らく出版を意図したものと思われるが、それは未だ発見されてはいない。ただ、岩手県に関しては、その詳細な調査過程の記録が残されている（岩手県庁文書庫所蔵資料）。この調査の第1段階（1911年）は、村役場自身が調査したものに基いており、その結果がかなり杜撰で不十分であったので、第2段階（1912年以降）は県の技師や技手たちが相次いで各町村に出張して掘り下げた検証調査と新たな事例の掘り起こしを行って、それを復命書の形で報告していた。そのような事情があつてか、全国的集計は行われていないが、この調査過程の記録を集計した個表（以下、1911年調査と呼ぶ）がある。これに関しては1974年の森嘉兵衛教授の分析（森嘉兵衛1974）があるが、県の調査を加えて集計していないので不正確である。われわれは、これらの個表にその後の追加調査結果を加え、必要な加除を行なって、より正確な集計表とした（尚完璧なものとはいえないが）。その合計件数は278件、総面積は9万2132haに達する（県資料3.4、ほか）。これは、岩手の林野総面積の8.4%、国有林野を除く林野の15.2%にあたる。（入会地は、ほかに後述の代表名義個人私有地のそれを加えなければならぬが、目下その個々の主な事例はかなり知られているものの、その件数・面積の合計は不明である。それは、政府統計が入会地を含む代表名義個人私有地を単純な個人私有林野に合算して区別していないからである）。この調査（1911 survey）のそれぞれの事例には、以下の情報が含まれている。

1. 所在地 237市町村 municipalities（1930現在）のどこに属するか、さらに671の大字 hamlets のどこに存在するのかを特定することが出来る。
2. 登記上の所有者名 部落（単独か複数か）、町村（単独か複数か）。ここには、カテゴリー3のうち複数個人共有も含まれている。
3. 入会地面積。台帳面積と実測面積。事例毎にほぼ正確に捉えられる。したがって、個々の町村ごとの林野に占める入会地の比率も算出できる。
4. 入会権利者。個人、町村（大字）、単独入会か複数入会かを区別することが出来る。事例では、最大では22ヶ村（部落 hamlets）による入会の慣行が見られた。また、入会者人数もそれ

8) 1910郡市長会議諮問案（県資料1 第196-197コマ所収）参照。

それぞれの事例毎に捉えられる。

5. 産物採取、または土地利用の詳細およびその数量。山林では、建築・船舶などの用材、薪炭などの燃料、原野では稈・藪などの家畜用資料、萱などの家屋屋根葺き用、牛馬放牧地と牧草利用などが行われた。
6. 入会の条件ないし制限条項。草刈りの時期、利用道具、放牧区域・期間などに制限のあるものもあり、罰則のある事例もしばしば見られる。
7. 公租その他の負担。世帯単位、草地の場合は牛馬1頭当たりの負担が一般的である。
8. 沿革。ここには、「不明だが往古より入会利用」という事例が多いが、国有林野の払い下げ、個人（旧知行地など）の買入れ、代表名義地の買入れ（訴訟の代わりに）などによって明治期に入って新たに形成された事例もある。
9. 各個人の入会権の得喪の条件（居住者に限る、本籍保持者、離村者を含む場合など）の多様性も見られた。

加えて、1942（昭和17）年統計（農林省、1943）によると、岩手県における公有林野総面積7万2,593.9haのうち、無条件統一面積は1万2,860.2haにとどまり、条件付き統一は3万8,385.1ha、離権（公有林野から離脱したもの）821.6ha、未済2万0,527.0haであった（農林省山林局、1943）。無条件統一を何とか免れ、部分的ではあれ入会関係の事実上の存続を認めさせた条件付き統一を、成功とみなすかどうかによって、統一政策全体としての評価が定まる。政府は、ほとんど成功したと強調するが、識者らは条件付きが多かれ少なかれ入会慣行の存続を意味する故、大部分は失敗と見る（小林[川島 III1968所載]、北条2002など）。それはともかく、実際には多くの問題状況が今日なお残されている。

いくつかの事例を見よう。金沢村（現一関市花泉町金沢）に合併された金沢部落では、272名の共有名義で659町歩の入会林を持っていた。1910年代（大正期）に、県・郡の官僚たちは、村に対してこの土地の統一と入会権の剥奪を強要した。有力者たちはそれに賛成したが、住民らはこれに反対した。数年後、村長は部落管理者の名において村民ら272名を提訴し、農繁期を利用した欠席裁判で、入会権を取り上げた（県資料6）。しかし、1956年、今度は金沢村自身が花泉町に合併されることになると、上記の659町歩のうち102町歩だけを「財産区」として町に移し、のこりのうち416町歩を無償で金沢生産森林組合に寄付した。この組合は、事実上法人としての入会組織の復活であった。この組合は1974年調査が示しているように、現在も存続している（早坂啓造、2014a参照）。

第2の事例は衣川村（現奥州市衣川区）である。この村は、1930年時点で9,426.3haの林野があるが、そのうち4,232.5haは国有林野であり、村有は148.5ha、部落有は1,628.1ha、個人私有地は3,417.2haである（農林省山林局1930）。この調査時点は、部落有林野統一政策がほぼ終わるころであるから、ここではほとんど進んでいなかったことが分かる。この村には、隣接する村々の複数部落にわたる入会地が6箇所あり、そのひとつは、2郡・8ヶ村・22部落に跨るもので、639haあった。したがってこの事例では、統一に至る過程は極めて錯雑したものとなり、ついに成功しなかった。何度も頻繁に郡・県吏員臨席の22部落協議会を開いたにも拘わらず。また、入会地の8ヶ村への配分を、これまでの納税額に比例したものとする等という案まで煮詰めたにも拘わらず。われわれは、この不成功の原因を突き止めるにはいたっていない（早坂啓造、2014b参照）。

もう一つ、伊保内・戸田の事例を挙げよう（県資料9ほか）。この2部落はどちらも現在1955年の合併によって成立した九戸村に属している（旧伊保内村、戸田村の中の部落＝大字）が、それぞれ852町歩、1180町歩の部落有入会林野を持ち、第二次世界大戦前後の合併と統一政策を買い

てそのまま存続してきた。とりわけ、明治末から昭和初期の部落有林野統一政策の時期には、両部落の入会農民は、県・郡・村の介入に非常に激しく反対し、例えば県吏員の1917年の報告では極めて多くの伊保内住民が反対していると述べている程であった。さらに、郡長から県への報告によると、彼は、1924年の部落民総会で、一気に統一を決定しようとしたが、「細民階級の主導者と見られていた人物が立って、酒気を帯びながら激しく統一を批判し、これに60-70人の出席者が同調した」ため、総会は不調に終わったと。さらに、1925年には、同じ年に和解したとはいえ、部落民43名が村を相手に訴訟を起こしている(県資料9)。

われわれは、林雅秀のラージN研究のための史資料を準備した。

部落有林野統一・入会地整理政策は、第二次世界大戦後も「入会林野近代化」政策として復活した。その結果については、このパネルで金沢悠介が報告する。この時期については、黒木三郎・熊谷開作・中尾英俊編の『昭和49年全国山林原野入会慣行調査』(黒木三郎ほか1975)がある。金沢はこの資料を分析した。この調査は、全国の1440の事例を含んでおり、岩手県は、そのうち26例を収録している。その選定基準は明らかではないが、この資料の中には、第2カテゴリーの金沢・衣川・伊保内・戸田の事例があり、戦前との連続性を捉えることが出来るが、その追究は今後の課題である。編者のひとり中尾英俊の解題によれば、この調査は昭和5年全国調査(福島正夫ほか1969)の事例を追跡しており、反面解体した事例は除いているという。しかし、われわれは、昭和5年調査の代表的事例38および類似事例114だけでなく、明治44年の悉皆調査278事例との比較で、その変化、解体事例や、他の名称で事実上存続している事例に対しても大きな関心を持っており、今後、なぜ、いつ、どのように解体したのかなどをも分析できることを期待している。

代表名義入会地

他方、第3のカテゴリーの中には、純粹の個人私有のほか、地租改正・林野官民有区分にさいして部落有入会地を複数個人の記名共有としたもの(registered joint-ownership)、代表名義人による個人所有として地券を受けたものがあつた。第1のタイプ(純個人私有)は、われわれの考察から除かれている。第2のタイプ(個人共有)は、公有地に準ずるものとして「部落有林野統一・入会地整理」政策の対象とされ第2カテゴリーと同じ扱いを受けることになった。それとは反対に、第3のタイプ(代表名義私有)は、地租改正事務局乙第3号達(1975)(林野庁、1959、参照)が公布されたごく短期間に、岩手県ではフルに利用され、県の斡旋でとりわけ多く生まれた所有形態だが、このタイプは、純粹な個人私有林野と同等のものとされて、統一政策やそのための調査対象から外された。しかしながら、この「代表名義人による個人所有」の内実は入会そのものであつたため、岩手では特にこの形の林野に訴訟が多く生じた⁹⁾。それは、「名義人」が地券を楯に個人所有であるとの主張を前面に押し出し、入会権を否認して、自己の利益のために立木などを個人で伐採販売するなどの横暴を進めたからである。名義所有者が入会農民にその所有権を名実共に返還し、自分を含む全村民の共有とした、私利を超えた紳士的な事例は、知る限り二戸郡浪打村楢笠(現二戸郡一戸町楢山)1件にすぎない(岩手小つなぎの会、2013)¹⁰⁾。

9) これについては、岩手小つなぎの会2013の各事例参照。

10) ほかに、下閉伊郡小本村大字袋野(現岩泉町袋野)の40名共有地の名義個人代表者が共有地横奪を企てた他の共有者を訴え、共有を守った事例(国立公文書館つくば分館 民事判決原本T3732判決参照)、下閉伊郡二升石村(現下閉伊郡岩泉町)の一村共有山をその中の一組の所有に書き換えようとしたのを、名義個人代表者が訴えて阻止した事例(国際日文研民事判決データベースM17-126判決参照)もある。

このタイプの全件数・面積は、純粹の個人所有の中に埋もれているために、統計的に全数を把握することは至難である。それに替わるものとして、雑多な miscellaneous 事件を含む民事判決記録集 Original Collection of Civil Affair Judgments which amount 780 volumes for Iwate Pref. only, kept in the National Archives of Japan (NAJ) の中から該当事件を注意深く拾い出す外に方法はない。この作業は、時間と費用がかかるため、科研費を得られたこの5年間に、200冊足らず、約40年分の調査蒐集を終えたにすぎない。しかし、その間、国際日本文化研究センターからの63件を含め、331件の入会関連判決文を蒐集した。今回のパネル報告にはこの大部分は含まれていないが、極めて重要な入会の記述的内容が含まれており、裁判事例としても重要な小繋・戸呂町・荷軽部・大野・石切所・日野沢・金田一等の入会訴訟がある。この中には、第1、第2のカテゴリーに関連する訴訟もそれぞれ数件ずつ含んでいるほか、直接入会権の有無を争ったのではない立木売買、境界争いなどのほか、訴訟で疲弊しいっそう貧困化した結果と見られる出稼ぎを巡る訴訟なども参考資料として入っているため、更に選択が必要であるが、想像を超えた数である。

官没から払下による資本家的大農場の形成

なお、このカテゴリーに属する特殊事例として、日本では極めて稀な、総面積およそ3,600町歩におよぶ資本主義的大農場である小岩井農場の事例¹¹⁾を挙げておく必要がある。その成り立ちは、官民有区分に際して官没された入会林野であった。この地域は11ヶ村(部落)の入会地であり、明治初年に官没された。その後1889(明治22)年に、極めて安い賃料で3人の特権階級の人物に貸与された。その3人とは小野(日本鉄道会社副社長)、岩崎(三菱社長)、井上(鉄道局長官)で、それぞれの名前の頭文字が小岩井農場の名の由来である。同じ年、入会農民の強い抵抗を受けたので、県の斡旋により小岩井と入会農民との間に示談が成立した。その内容は、小岩井側が植林や放牧に使用するまでは、無償で自由な入会の使用収益を保障するというものだった。しかし、それは入会権の保障ではなかった。1899(明治32)年、貸付林野が払い下げられると、植林や放牧場は急速に広がり、ついには入会農民は完全に排除されるにいたった。敗戦後、占領軍による財閥解体(戦争促進勢力の資産解体)政策に基づき、小岩井農場も制限会社に指定され、さらに農地改革で合計1039町歩を農民に解放したが、農林省の指定を受けて存続し、現在にいたった。現在はこうした歴史的事実は忘れられ、観光牧場としてにぎわっている(フィールド・トリップ実行委員会, 2013)。

第一段階の課題－「1911年調査表」分析への限定

このように、3つのカテゴリーに分類される入会事例は、その大多数が入会地としては事実上同質共通の性格をもつものであったにもかかわらず、政策との関連で区分された上、歴史的展開のコースも異なり、統計的にも一緒に扱われることが少ないので、一挙に全体として扱うことは困難である。現にそれらを一挙に捉えることの出来る統計資料は存在しない。

したがって、本研究では、全体掌握にいたるための第一段階として、「1911(明治44)年調査表」を対象を限定することにした。

11) これについては、国際コモンズ学会記念...フィールド・トリップ実行委員会2013, p.39ff参照。

ともかく、われわれは岩手の入会関連の諸資料、とりわけ行政諸文書や訴訟記録や判決原本を可能な限り包括的に蒐集することを目指している。それは、包括的なケースに基づいてこそ、多角的な多様性の解明も正確な共通性の解明も初めて可能になると考えるからである。

われわれは、この網羅性に着目して、カテゴリ－2（「1911年調査表」）を第一段階の対象としたが、目標としては、カテゴリ－1の国有林に関する包括的資料を作成することを第二段階とし、次いでカテゴリ－3の入会関係地の包括的資料作成を第三段階として取り組むことにしたい。これによって3つのカテゴリ－をさらに包括する全体的資料を掌握することが出来ることになるが、これこそ、一地域ではあれ、事実に基づく入会研究の今後の何よりも重要な基盤・出発点となると考えるからである。

一層重要なことは、こうした事例が、一時点に止まらず、明治期以降140年にわたる長期的な歴史的・因果的発展の諸画期に対応した、さまざまな変化を発見して示すことによって、入会関係の動的な変化発展を明らかに出来ることである。

この観点からいえば、外部的要因とりわけ政府の政策に対する態度の選択が、入会集団の意志決定や集団行動により強く影響を及ぼしていることが分かる。もちろん、長期間に生じうる資源利用内容の変化、市場対応の変化に基づく入会内容の大きな変化も無視できない。たとえば、自給肥料から金肥への変化（岩手では、1910年代までの菜種粕・大豆粕・漁粕など、次いで1930年代からは化学肥料）が、草地の堆肥原料としての利用を減退させた、等の事実を挙げることが出来る。また、江戸期には木炭の需用は主として銑鉄製造用であったが、後に1920-1950年代には家庭燃料・暖房用となり、1960年代以降はそれがさらに燃料石油に取って代わった。森林生産物も、1960年代以降劇的に減少し、紙や板材などは同時にポリエチレン・スチレンなどの石油化学製品に取って代わった。耕耘機やトラックなどが役畜に取って代わり、木造住宅にかわってプレハブ住宅やコンクリート住宅が大量に普及した。さらに、安い木材の輸入が国内材を凌駕し、市場から駆逐した。

こうしたことが入会関係の継続や消長にどんな影響を及ぼすのか、同様の歴史的資料に恵まれたヨーロッパやインドと比較しつつ特徴付けることが出来たら、コモンズ研究の新たな次元を切り開き、市場経済との緊張関係についても、重要な特徴づけを新たに見いだすことにもなろう。しかし、そのためには多様な分散している資料の組み合わせや、個々の事例と大局的歴史発展との関連を時系列的に追跡出来るようにする新たな素材を見出し、結びつける作業が欠かせない。われわれは、引き続きこうした方向を追究 inquire into していくことになる。

マーガレット・マッキーン (McKean, M, 2014.) は、2013年以來われわれの研究グループに参加して来たが、この Archives の活用について、(国際コモンズ研究の)多くの学者たちが今日の途上国において資源に依存する人々の差し迫った状態に関心を向けているためもあるが、これまで歴史的史資料をほとんど利用して来なかった、と指摘している。事実、歴史的コモンズの研究は、2015年エドモントンの国際コモンズ学会でもテーマを構成してはいない!とも。

しかし、彼女は、歴史的分析が今日ではかつてより一層重要だと主張している。われわれの小繋文庫に関しても、現にわれわれがなしているような、十分に記録された文書を持つ文庫に基づくコモンズについての歴史的な研究は、次のようなことを学ぼうとする唯一の装置を提供してくれると、彼女は論じている。すなわち、

- コモンズの起源

- コモンズの統治と社会構造における変化
- コモンズの内部的経済機能の変化（推測ではなく具体的情報を利用して）
- より大きな経済との関係における変化
- 国家権力との関係における変化
- 法律上の地位に於ける変化
- コモンズがもたらす諸結果における変化（McKean, M, 2014.）。

また、十分な記録資料を持つコモンズの法制史的研究は、われわれに、法的形態の多様性を探究することを可能にしてくれる。すなわち、

- コモンズが利用する土地に対する所有権は誰が持っていたか？
- その土地に対する共同のアクセス権は誰が保有していたか？
- 異なった人々が（同じ土地の）異なった資源に対する権利を保持していたか？
- 誰が所有権、利用および／あるいはコモンズに関する権利の変更を求めたか？
- いつ、どこで、入会権者たちは自身の入会地（コモンズ）の下からの囲い込みを行い、コモンズの分割あるいはコモンズの売却を行おうと決心したか？
- いつ、どこで、政府やエリートたちはコモンズの上からの囲い込みを行い、コモンズを剥奪し、入会権者たちを追い出し、それがかつての入会権者あるいは他の人物に売却ないし貸し出ししようと決心したのか？
- いつ、法廷は入会権者たちを擁護し、いつ、入会権者と対立する人物と提携したのか？
- もっとも重要なことは、日本においても他のいずれの国においても、2世紀に亘る襲撃と衰微の後になおかつ入会地がさまざまな多様性を以て生き延びていることをどう説明できるのか？ということである。

ひとつ以上の重要な文脈を持った要因の多年に亘る複合的な変化を理解するための多様多彩な分析を行うためには、膨大なデータベースが求められる。これこそが、われわれの成し遂げようとしているものであり、したがって、すでに得られるヨーロッパ各国のものと比較できるような、日本の実態を備えたデータのセットを構築することが必要である。日本のコモンズについて大規模な量的比較分析（ラージ-N分析）を行うことから得られる成果は、

- なぜ、ある箇所ではコモンズが生き延び、他の箇所ではそうではなかったのか、また、
- 法廷の争いがコモンズや入会権者にどんな保証あるいは損害を与える役割を果たしたのかについての理解を改善することになろう。

こうして、われわれは、日本の事例を世界の十分な記録文書を持つコモンズの法制的・歴史的变化に関する精力的比較研究に組み込むことが出来よう。われわれがコモンズはどのようにして成功できるのか、またどこで、何ゆえあるコモンズが生き延びているのかを理解できたとしたら、われわれはコモンズのデザインを、環境的な役立ちの保護やその他の環境上の快適さと結びついた現代的目的のために利用することが出来る。コモンズがその利用を減退させているところでは（日本が現今直面している過少利用による質の低下のような）、あるいはコモンズが思慮もなくコモンズを個別化した所有権に置き換えてしまうことで、今や資源を厳しい外部諸条件によって傷つきやすいものとしているところでは、われわれは、現代的な必要に役立つコモンズの洗練されたデザインを描くことも出来よう。

研究の意義

この研究活動は、われわれ自身十分自覚しているように、日本という限られた国の、しかも岩手という限られた地域における、ささやかな資料蒐集の試みではある。しかしながら、

1. それが入会という特別に定められたテーマのもとに、
2. そのテーマに関連すると考えられるあらゆる資料を、可能な限り網羅的・包括的に蒐集することを通して、
3. その地域全体の入会農民が経験した、諸事実を、総体的に分析し、それを土台に、
4. 他府県の研究者たちに可能な限り同様の史資料を集め、同様の課題・方法・分析を設定して、それらの成果を相互に比較し、新たな学術領域の認識を積み上げる方向を提案すると共に、
5. さらに国際的にも、少なくとも資料の調った国々との比較分析を確立して、入会関係についての「一般性」と「特殊性」を解明すること

という点で、あまり前例のない、先端的な試みとなるものと自認している。

また、こうした分析の延長線上に、未来像を予測し、描き出してみることも可能になろう（早坂啓造 2006 参照）。われわれの中ではすでに、今後の社会の中で、入会型の制度と、市場型の制度と、国家管理型の制度との間に平和的共存が可能か、あるいは激しい生き残りの競争（ないし闘争）が避けがたいのか、といった論議が提起されている。なぜなら、日本の場合、近現代の発展の中で、比較的弱者の立場にあった入会関係は、政府や資本主義的市場関係からのあまりにも激しい攻撃にさらされ、多くがその存続を断たれながら、なお多くが自らの力（権力への抵抗、困難への適応力、創造的管理力、自治能力、など）によって存続し続けているからである。

【文献】

- 青森営林局, 1959, 『岩手県明治林政史資料』全 18 巻
 青森大林区署, 1943, 『第 1 回青森大林区署統計書 明治 42 年』農商務省
 泉桂子ほか, 2006, 「鹿妻穴堰普通水利組合における水源林の形成過程とその経営展開－戦前・戦中期を対象として－」《東京大学演習林報告》116 所載。
 岩手県編, 1984, 『岩手県漁業史』岩手県。
 岩手県総務部地方課, 1957, 『岩手県町村合併誌』。
 岩手県庁文書庫所蔵資料（県資料 1.2...と略称）
1. 『明治 43 年－大正 8 年部落有林野統一』
 2. 『明治 44 年公私有地入会関係調査表山林課』[略号 M44 調査表]
 3. 『明治 44 年入会地調査復命書山林課』[略号 M44 復 2. 3a, b]
 4. 『明治 45 年入会地調査復命書山林課』1-3 [略号 M45 復 1, 2, 3a, b]
 5. 『大正 4 年部落有林野統一ニ関スル復命書山林課』a-c
 6. 『大正 10 年部落有林野統一入会地整理関係書山林課』[略号 T10 統一]
 7. 『大正 11 年入会地整理並郡部有林野統一』
 8. 『自大正 13 年至昭和 2 年度入会地整理部落有地統一関係書類岩手県』
 9. 『大正 15 年部落有林野統一九戸』
 10. 『昭和 5 年公有林野入会地整理並部落有林統一（公総有地入会地関係調査表）山林課』
 11. 『昭和 18 年公有林野入会地整理並部落有林統一』
- 岩手小つなぎの会編, 2013, 『「岩手の入会」アーカイブ。「小繋事件文庫」ガイドブック』, 岩手小つなぎの会。
 岩手小つなぎの会ほか編, 2015, 『「岩手の入会」アーカイブ。「小繋事件文庫」所蔵・受贈文書資料総目録』

基本台帳〔第11版〕

- 戒能道孝, 1964, 『小繋事件』岩波新書。
- 川井村郷土誌編纂委員会, 1962, 『川井村郷土誌』川井村。
- 川島武宜編, 1959-1968, 『入会権の解体』I-III, 岩波書店。
- 黒木三郎ほか編, 1975, 『昭和49年全国山林原野入会慣行調査』青甲社。
- 国際コモンズ学会記念マーガレット・マッキーン博士講演会&フィールド・トリップ実行委員会編, 2013, 『フィールド・トリップ岩手震災被災地復興状況視察と「岩手の入会」アーカイブ展, 小岩井農場訪問ガイドブック』, 同実行委員会。
- 国際日本文化研究センター所蔵 民事判決データベース
- 国土交通省河川局, 2010, 『海岸統計』
- 国立公文書館つくば分館所蔵 民事判決原本
- 小林三衛, 1968, 『国有地入会権の研究』東京大学出版会。
- 総務省, 2011, 『国勢調査2010年』。
- 農商務省, 1922, 『部落有林野統一の薦め』, 農商務省。
- 農商務省山林局, 1913, 『林野法令』農商務省。
- 農林省, 1937, 『国有林野の市町村別分布及地元施設』農林省。
- 農林省山林局, 1930, 『全国林野調査報告』。
- 農林省山林局, 1933, 『昭和5年全国林野調査報告』農林省。
- 農林省山林局, 1943, 『国有林野一斑』第22次, 農林省。
- 農林水産省, 2012, 『2010年世界農林業センサス』。
- 野里征彦, 2013-2014, 『こつなぎ物語』I-III, 本の泉社。
- 早坂啓造, 2006, 「入会権の歴史・現在・未来－日本とアジアの経験から－」, 《日本の科学者》41-11 所載。
- 早坂啓造, 2014, 「〈部落有林野統一・入会権整理〉政策の実施経緯とその歴史的意義－岩手・金沢村（現一関市花泉町金沢）の場合－」, 《アルテス・リベラレス》94 所載。
- 早坂啓造, 2014b, 「胆沢郡衣川村（現奥州市衣川区）入会関係事例研究」（未公開）。
- 畑穰ほか編, 2012, 『小繋事件裁判資料集』DVD版 全14枚・別冊1, 不二出版。
- 福島正夫ほか編, 1956, 法典調査会『全国山林原野入会慣行調査資料 明治26年』全5冊（謄写印刷復刻）
- 福島正夫ほか編, 1969, 『昭和5年全国入会慣行調査資料』全6冊（謄写印刷）徳川林政史研究所
- 北条浩, 1984, 『行政裁判所 入会判決集』1-5巻, 御茶の水書房。
- 北条浩, 2002, 『部落・部落有財産と近代化』御茶の水書房。
- McKean, Margaret, 1986, Management of traditional common lands (*Iriaichi*) in Japan;
- McKean, M, 1993, Conflict over the contemporary fate of common lands in Japan
- McKean, M, 2014, Lecture at a seminar in Tokyo University 東京セミナーにおける報告,
- 森嘉兵衛, 1974, 『岩手近代百年史』熊谷印刷出版部。
- 林野庁, 1959, 『岩手県における林野の官民有区分の概観』林野庁